平成２７年（フ）第２６３号
函館市昭和２丁目23番27号
債務者　西村　勝江
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２６８号
北海道北斗市七重浜６丁目９番８号　ロイヤルハイツⅠ　202号室
債務者　橋本　　修
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２７４号
函館市富岡町１丁目38番20号　アンダンテ102号室
債務者　上村　昌美
1　決定年月日時　平成27年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３２１２号
大阪府茨木市豊川５丁目１番３号　里見荘201号、前住所大阪府寝屋川市池田１丁目７番23号（206号）
債務者　細川　勝**廣**
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５８５号
大阪府吹田市岸部北５丁目44番14―302号
債務者　藤原　美朝
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６１６号
大阪府八尾市大字大窪871番地の１
債務者　田中　宏幸
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７２６号
大阪市平野区加美東５丁目９番38号　南西棟３号室
債務者　高島　松代
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８３４号
大阪市東住吉区田辺５丁目５番７号ＤＥＡＲＣＵＯＲＴ田辺403号
債務者　竹内　直也
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９１０号
大阪市平野区西脇２丁目５番１―702号
債務者　飯野　善貴
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９５１号
大阪府門真市新橋町14番２―104号
債務者　間久保ひとみ（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０２６号
大阪府寝屋川市若葉町32番22号（202号）、前住所大阪府寝屋川市高柳栄町７番８号（101号）
債務者　岡部　宣義
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０５４号
大阪市東淀川区淡路４丁目７番25号
債務者　中原　悦子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１１号
大阪市西淀川区福町２丁目７番３―104号
債務者　中村　光央
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２１２号
大阪市西淀川区福町２丁目７番３―104号
債務者　中村　政子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３７３号
大阪府豊中市夕日丘３丁目７番６号
債務者　新堂かおり
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７６号
三重県伊勢市宮後２丁目19番３号
債務者　藤本　　昭
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第７７号
三重県伊勢市宮後２丁目19番３号
債務者　藤本奈穂子
1　決定年月日時　平成27年10月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第３２５号
沖縄県浦添市城間３丁目26番５―401号　シティーマンション城間
債務者　山内美和子
1　決定年月日時　平成27年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部